

# 人事発令 平成17年4月1日付け

## 市長部局

部長等：市長室長 戸口元夫 同室政

策担当理事 藤倉哲夫 総務部長 小高勇 財政部長 高梨耕治 保健福祉部保健福祉政策担当理事 宮崎進士 同部付理事 (川越市社会福祉協議会派遣) 仲清明 環境部長 久部間益美

次長等：市長室参事 政策企画課長事

務取扱い 西川利雄 総務部参事 人権推進課長事務取扱い 小室作太郎 同部防災担当参事 飯野泰生 市民部次長 市民活動支援課長事務取扱い 服部長生 同部参事 国保年金課長事務取扱い 大室新一 保健福祉部次長 保健福祉推進課長事務取扱い 佐藤明 同部参事 障害者福祉課長事務取扱い 吉野誠一 同部保健所次長 大久保幸夫 同部保健所参事 保健予防課長事務取扱い 瀬田節子 同部保健所参事 食品・環境衛生課長事務取扱い 大澤喜一郎 環境部副部長 芦沢義男 同部次長 産業廃棄物指導課長事務取扱い 安田正幸 同部参事 環境業務課長事務取扱い 小嶋正明 経済部参事 商工振興課長事務取扱い 戸来賢次 まちづくり部参事 総合交通政策課長事務取扱い 飯島操 同部川越駅西口整備事務所長 吉川治 建設部次長 中里茂郎 同部参事 道路環境整備課長事務取扱

い 小高健一

課長等：市長室政策企画課副参事 小谷野明 総務部職員課長 佐藤嘉晃 同部情報統計課長 内藤澄雄 同部工事検査課長 垣内恭寛 市民部男女共同参画課長 渡邊久美子 同部南古谷出張所長 山田盛男 同部福原出張所長 斎藤節子 同部山田出張所長 猪鼻時男 同部名細出張所長 小高勉 同部霞ヶ関出張所長 関口直文 同部霞ヶ関北出張所長 榎本章 同部美術館副館長 斎藤隆夫 保健福祉部生活福祉課長 小室義孝 同部高齢者いきがい課在宅介護支援センター所長 川野幸紀 同部付副参事 (川越市社会福祉協議会派遣) 森衡平 同部付副参事 (川越市社会福祉協議会派遣) 栗原保雄 環境部環境政策課長 根岸孝司 同部環境保全課長 島田友行 経済部商工振興課副参事 山田一男 まちづくり部建築指導課副参事 奥津孝雄 同部川越駅西口整備事務所次長 宮岡宣治 建設部建設管理課長 坂本善一 同部道路建設課長 鈴木仁一 同部建築課長 久保田忠志 同部住宅課長 小川茂 会計室副参事 水野典子

晴夫 晴夫

議会議務局

事務局次長 藤村直幸 次長 議会議務局次長 庶務課長事務取扱い 関本守 課長 議事事務局議事課長 飯島文明 教育委員会事務局 部長 学校教育部長 栗田博 次長等 生涯学習部次長 教育財務課長事務取扱い 永倉壮次 同部参事 文化財保護課長事務取扱い 清水昇 学校教育部次長 学校管理課長事務取扱い 近藤誠 同部参事 今成学校給食センター所長事務取扱い 田中真多 同部参事 教育指導課長事務取扱い 伊藤明 同部参事 教育研究所長事務取扱い 小谷野健史

課長等：生涯学習部教育総務課長 森政一 同部市民スポーツ課長 植松久生 同部古谷公民館長 岸野豊 同部山田公民館長 栗原純一 同部霞ヶ関公民館長 永倉徹 市立川越高等学校長 仲尾利夫

選挙管理委員会事務局

事務局次長 選挙管理委員会事務局次長 小熊一雄

監査委員事務局

事務局次長 監査委員事務局次長 関夏代 次長 監査委員事務局次長 岡部宏

退職者(部長級)

課長 経営管理部経営総務課長 山岸 (平成十七年三月三十一日付け)

総務部長 田中忠男 総務部付理事 粕谷圭介 議事事務局次長 小倉隆明 学校教育部長 河野哲夫

問い合わせ：職員課人事係 TEL 内線2231

川越地区消防組合

消防局長 野口昇 次長等 消防局次長 須田正英 同局 次長 大河内弥一 川越北消防署 (旧川越消防署) 長 大久保愛一郎 川越中央消防署 (旧新宿分署) 長 小川清 川越西消防署長 山口登

課長等 消防局総務課長 水村日出夫 同局予防課長 新井進 同局警防課長 齊藤保夫 同局救急課長 小林久雄 同局指揮統制課長 清水実

川越北消防署消防課長 矢島武男 同署警備課長 吉沢照雄 川越中央消防署消防課長 大室俊夫 同署警備課長 芹沢仁 同署大東分署長 神田克己 川越西消防署消防課長 鈴木茂 同署警備課長 皆川幸雄 川島消防署消防課長 山口秀夫 同署警備課長 若林保明

\* 四月一日から、消防本部から消防局に名称を変更しました。

問い合わせ：消防局総務課 TEL 222-0741

～ひとくち情報～

●土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行っています 資産税課管理係 TEL内線2361 5月31日(木)まで。期間中は、名寄帳兼課税台帳(写)の交付も行います。詳しくは、3月10日発行の広報川越をご覧ください。

●来年3月に大学・短大・専門学校等を卒業予定または卒業後2年以内の方の「求人企業合同面接会」 埼玉県雇用対策協議会 TEL048-647-4185 ①4月25日(月)=大宮ソニックシティ(さいたま市) ②27日(水)=熊谷文化創造館(熊谷市)、午後1時~4時30分。詳しくは、お尋ねください。

●訂正 広報川越1099・20ページ 市民会館・中ホール4月3日の催し物名 誤=伊東ちよ新潟中越地震チャリティーコンサート 正=伊藤ちよ新潟中越地震チャリティーコンサート ご迷惑をおかけしました。

●訂正 広報川越1099・17ページ ひとまち伝言板 高村正彦元外務大臣講演会の時間・会場・定員 誤=午後4時30分~5時20分。川越東武ホテル。先着100人 正=午後5時~5時50分。氷川会館。先着30人

●「平成17年度川越市家庭ごみの分け方・出し方」の訂正 環境業務課管理係 TEL内線2631 表紙の「その他プラスチック製容器包装の祝日収集について」の月曜日コース 誤=9月9日(月)・敬老の日 正=9月19日(月)・敬老の日

## 特別職の選任（敬称略）

上下水道事業管理者（平成十七年四月一日付け）

田中忠男

## 行政委員の選任（敬称略）

教育長（平成十七年四月一日付け）

山浦秀男（日高市高萩二二二八・三）

教育委員会委員（平成十七年四月一日付け）

長澤仁志（菅間七四九・七）

伊藤幾造（仙波町四丁目二六・一三）

臼倉喜美枝（旭町一丁目一・一七）

公平委員会委員（平成十七年三月二十九日付け）

山本元晴（幸町五一・二）

鈴木良枝（古谷本郷二二九四）

固定資産評価審査委員（平成十七年三月二十五日付け）

常津永太郎（上寺山一四七）

## 教育長の任期満了

星野明德（平成十七年三月三十一日付け任期満了）

問い合わせ：職員課人事係・TEL内線2231

## 「川越市・棚倉町ゴルフ交流大会」参加者を募集

1泊2日で友好都市・棚倉町（福島県）をバスで訪れ、町内見学や棚倉町民とのゴルフを通じた交流を行います。宿泊はルネサンス棚倉（相部屋・補助制度あり）。

日時…5月28日(土)、午前9時～29日(日)、午後8時 会場…棚倉町田舎倶楽部 対象…市内在住 定員…30人（抽せん）

経費…24,000円（プレー費・宿泊費・交通費等） 申し込み…往復ハガキ（1人1枚）に住所・氏名・年齢・電話番号・ハンディキャップを明記し、4月28日(木)（必着）までに〒350-8601川越市役所国際交流課「ゴルフ交流大会」係

問い合わせ…国際交流課国際交流担当・TEL内線2141

## 平成17年度難病患者見舞金の申請を受け付けています

難病患者の方に、年額三万六千円の見舞金を支給します。平成十七年度（四月～来年三月分）の申請は、五月三十一日(火)まで受け付けます。障害者福祉課（本庁舎一階）・総合保健センターで申請してください。

対象：市内に一年以上住んでいて、特定疾患医療受給者証・指定疾患医療受給者証・川越市小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受け、申請時に有効期限内である方  
持ち物：各医療受給者証・印

鑑：本人名義の銀行・信用金庫・農協の預金通帳（郵便局は不可）  
問い合わせ：障害者福祉課管理係・TEL内線2542

## かわごえ子育てプラン（川越市次世代育成支援対策行動計画）を策定

市では、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ成長することができる社会の実現を図るため、今年度を初年度とする川越市次世代育成支援対策行動計画

を策定しました。次の場所で閲覧できます。  
閲覧場所：こども家庭課（本庁舎二階）・総合保健センター  
1・公民館・図書館

\*市のホームページからダウンロードすることもできます。  
<http://www.city.kawagoesaitama.jp/>  
問い合わせ：こども家庭課管理係・TEL内線2581

## 四月から国民年金保険料の免除基準が変わりました

従来の申請免除の所得基準は、四人世帯をモデルに設定され、若年者層に多い単身世帯にとつては、基準が厳しくなっていました。そのため、単身世帯を中心に次のように所得基準が変わりました。

●半額免除基準の見直し  
改正前 六十八万円十各種控除額（扶養親族等控除額等）  
改正後 百十八万円十各種控除額（扶養親族等控除額等）

●学生納付特例制度の見直し  
学生納付特例制度の所得基準も、半額免除基準と同様に変更しました。  
詳しくは、お尋ねください。  
問い合わせ：国保年金課国民年金係・TEL内線2481

## ●全額免除基準の見直し

改正前 控除対象配偶者および扶養親族十一人 × 三十五万円 十 二十四万円（単身世帯には加算しない）

## 改正後の所得の目安

世帯員数	全額免除（収入ベース）	半額免除（収入ベース）
四人世帯（夫婦・子二人）	百六十二万円（二百五十八万円）	二百八十二万円（四百二十万円）
二人世帯	九十二万円（百五十七万円）	百九十五万円（三百四万円）
単身世帯	五十七万円（百二十二万円）	百四十一万円（百二十七万円）

改正後 控除対象配偶者および扶養親族十一人 × 三十五万円

\*表中の半額免除の金額には、社会保険料控除相当額を含んでいます。  
\*表中の金額は、世帯員数・各種控除等により変わります。